

	<p>2 ずい道型わく支保工についての措置  事業等で、一の場所に行う事業等の仕事を請負人が建設請け負わせているものの場合、建設業者を自ら行う注文者が建設物、設備又は原材料を当該仕事を行う場所以おいてその請負人の労働者に使用させる場合において、注文者は、請負人の労働者にずい道型わく支保工を使用せるときは、当該ずい道型わく支保工を、法令の基準に適合するものとしなければならない。(則 652 条)</p>	<p>2 ずい道型わく支保工についての措置  事業等で、一の場所に行う事業等の仕事を請負人が建設請け負わせているものの場合、建設業者を自ら行う注文者が建設物、設備又は原材料を当該仕事を行う場所以おいてその請負人の労働者に使用させる場合において、注文者は、請負人の労働者にずい道型わく支保工を使用せるときは、当該ずい道型わく支保工を、法令の基準に適合するものとしなければならない。(則 652 条)</p>
<p>その他</p>	<p>1 安全及び衛生  (1) 就業制限および禁止  使用者は、6ヶ月以上の経験を有するものでなければ、軌道内であつてずい道の内部、見通し距離 400 m 以内又は車輛の通行ひん繁な場所における単独の業務等に就かせてはならない。(法 49 条 1 項、則 46 条 1 項 6 号)</p> <p>(2) 健康診断  使用者は、坑内における業務に常時使用する労働者について、雇い入れの際及び毎年 2 回定期に健康診断を行わなければならない。(法 52 条 1 項、則 48 条 2 号 (イ)、49 条 2 項)</p>	<p>1 安全衛生管理体制  (1) 衛生管理者  常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で坑内労働に常時 30 人以上の労働者を従事させる事業場(※一般の事業場の選任の衛生管理者の選任は常時 1000 人を超えなくとも 1 人は①専任の場合)については、衛生管理者のうち少なくとも 1 人は①専任の衛生管理者とし、②一定の免許を受けた者から選任しなければならない。(法 12 条、則 7 条 1 項 5 号、6 号)</p> <p>(2) 産業医の選任  坑内における業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場(※一般の事業場の専属の産業医の選任は常時 1000 人以上の労働者を使用する場合)については、その事業場に専属の産業医を選任しなければならない(法 13 条 1 項、則 13 条 1 項 2 号リ)</p> <p>(3) 作業主任者の選任  事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業(※)について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は一定の技能講習を終了した者のうちから作業の区分に応じて作業主任者を選任する等しなければならない。(法 14 条)</p> <p>→※として、①ずい道等の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴う積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業、②ずい道等の覆工(ずい道型わく支保工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業、③坑の内部、ずい道の内部等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う一定の業務。(令 6 条、有機溶剤中毒予防規則 1 条 2 項)</p> <p>(4) 統括安全衛生責任者  統括安全衛生責任者を選任する必要がある場合について、ずい道等の建設の仕事については、労働者の数が常時 30 人未満(※一般の仕事については、労働者の数が常時 50 人未満)。(法 15</p>

条、令7条2項)

- 2 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置  
事業主の講ずべき措置  
ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が1000 m以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さ50 m以上となるたて坑の掘削等を行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための一定の措置を講じなければならぬ。(法25条の2、令9条の2、則24条の3、24条の6)
- 3 労働者の就業に当たったての措置  
事業者は、ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業(当該ずい道等の内部において行われるものに限る)に係る業務等48の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。(法59条3項、則36条)
- 4 健康の保持増進のための措置  
(1) 作業環境測定  
事業者は、①炭酸ガスが停滞し、又は停滞するおそれのある坑内の作業場、②気温が28℃をこえ、又はこえるおそれのある坑内の作業場、③通気設備が設けられている坑内の作業場等について、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。(法65条1項、令21条4号、6号、則589条)
- (2) 健康診断  
事業者は、坑内における業務等に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。(法23条、則45条1項)(※通常は年1回)
- (3) 特別な健康診断  
事業者は、坑の内部等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う一定の業務に従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。(法66条2項、令22条1項6号)
- 5 監督等  
(1) 大規模な仕事の計画の届出  
事業者は、①長さが3000 m以上のずい道等の建設の仕事、②長さが1000 m以上3000 m未満のずい道等の建設の仕事で、深さが50 m以上のたて坑(通路として使用されるものに限る。)の

掘削を伴うもの等について、当該仕事の開始日の30日前までに厚生労働大臣に計画を届けなければならない。(法88条3項、則89条の2 4号、5号)

(2) 計画の届出

事業者は、①ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く)、②掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削(ずい道等の掘削及び岩石の採取のため掘削を除く。)の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。)を行う仕事、③掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事、④坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事等について、当該仕事の開始日の14日前までに労働基準監督署長に計画を届けなければならない。(法88条4項、則90条3号、4号、6号、7号)

(3) 工事、仕事の開始の差し止め、計画の変更命令等

厚生労働大臣等は上記(1)(2)の届出について、法令違反があると認められる場合、工事、仕事の開始の差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。(法88条7項)

(4) 厚生労働大臣の審査等

厚生労働大臣等は上記(1)(2)の届出があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するもの及び①長さが1000m以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあるものと認められるもの、②掘削する土の量が20万m<sup>3</sup>を超える掘削の作業を行う仕事であつて、(7)地質が軟弱な場所で行われるもの、(イ)狭い場所において、車両系建設機械を用いて行われるもの等高度の技術的検討を要するものに準ずるものについて審査することができる。(法89条、89条の2 則94条の2 4号、5号)

## 5. 鉱山保安に係る主要な規制について

	鉱山保安法（昭和24年法律第70号）制定直後の規制の概要	現行規制の概要
	<p>・石炭鉱山保安規則（昭和24年通商産業省令第34号）</p> <p>※制定当時の石炭鉱山保安規則において、「坑」について特別の内容を定めている主要な規定。</p> <p>※なお、この他鉱山の種類に応じ、金属鉱山等保安規則（昭和24年通商産業省令第33号）又は石油鉱山保安規則（昭和24年通商産業省令第35号）が適用。</p>	<p>・鉱山保安規則（平成6年通商産業省令第13号）</p> <p>※鉱山保安規則において「坑」について特別の内容を定めている主要な規定。</p>
総則	<p>(1) 保安技術職員（石炭則10条、25条、27条） 坑内保安係員・電気保安係員の選任／坑内保安係員の守るべき事項／電気保安係員の守るべき事項</p> <p>(2) 保安教育（石炭則38条、39条、40条、46条） 危険業務に関する教育／単独の坑内作業の制限／新たに坑内に就業させざる鉱山労働者についての保安教育／ガスの突出等のおそれの多い石炭坑に就業させる鉱山労働者についての保安教育／危険作業についての就業制限</p> <p>(3) 認可及び届出（石炭則58条、59条） 建設物、工作物その他の施設の設置等についての認可の申請／建設物、工作物その他の施設の設置等についての届出</p> <p>(4) 災害時の救護等（石炭則71条、74条） 緊急救護／鉱山救護隊</p>	<p>(1) 保安統括者及び保安技術職員（則17条、39条、41条） 坑内保安係員・電気保安係員の選任／坑内保安係員の守るべき事項／電気保安係員の守るべき事項</p> <p>(2) 保安教育（則56条、57条、59条、60条、61条、69条） 危険業務に関する保安教育／単独の坑内作業の制限／新たに坑内に就業させざる鉱山労働者についての保安教育／ガスの突出等のおそれの多い石炭坑に就業させる鉱山労働者についての保安教育／危険作業についての就業制限</p> <p>(3) 認可及び届出（則83条、84条） 建設物、工作物その他の施設の設置等についての認可の申請／建設物、工作物その他の施設の設置等についての届出</p> <p>(4) 災害時の救護等（則100条、101条、102条、107条、110条） 避難所等／一酸化炭素用自己救命器等／退避訓練等／応急救護／鉱山救護隊等</p>
機械、器具等に関する制限	<p>○坑内における火薬類その他の材料、機械又は器具等の制限品目／使用条件／条件の遵守（石炭則78条、79条、80条、81条）</p>	<p>○坑内における火薬類その他の材料、機械又は器具等の制限品目／使用条件／条件の遵守（則114条、115条、118条、119条）</p>



<p>炭じんおよび岩粉法</p>	<p>(1) 通則(石炭則135条~138条) 炭じんに関する爆発防止及び岩粉法に 関する保安係員の遵守事項</p> <p>(2) 炭じんの処理(石炭則139条~145条) 坑道における炭じん集積の防止/爆発性の炭じんを鎮静する ため散水・岩粉散布</p> <p>(3) 爆発伝播の防止(石炭則146条~148条) 岩粉棚等</p>	<p>(1) 通則(則282条~293条) 石炭坑における爆発性の炭じんに関する爆発防止及び爆発伝播防 止に關して保安規程に定める事項/多量の遊離けい酸分を含有する 岩粉の散布及び積載 /坑内保安係員の遵守事項</p> <p>(2) 炭じんの処理(則288条~290条) 坑道における炭じん集積の防止/爆発性の炭じんを鎮静するため 散水・岩粉散布</p> <p>(3) 爆発伝播の防止(則291条~293条) 爆発性の炭じんの爆発の伝播を防止するための普通爆発伝播防止 施設/爆発性の炭じんの伝播を防止するための特別爆発伝播防止施 設/岩粉棚等</p>
<p>落盤及 び崩壊</p>	<p>(1) 通則(石炭則157条、158条) 坑内における落盤及び崩壊に関する保安に關して保安規程に 定める事項</p> <p>(2) 支柱等(石炭則159条~162条) 坑内における落盤又は崩壊のおそれが多いときの支柱等 の設備/支柱の取り替え、補強/支柱の処理等</p> <p>(3) 天盤又は岩盤等の検査(石炭則163条~166条)</p>	<p>(1) 通則(則295条、296条) 坑内における落盤及び崩壊に関する保安に關して保安規程に定め る事項/坑内で就業する鉱山労働者に対する落盤及び崩壊の防止に 關する教育</p> <p>(2) 支柱等(則298条、299条、301条、302条、304条) 坑内における落盤又は崩壊のおそれが多いときの支柱等の設備/ 支柱の取り替え、補強/支柱の処理等</p> <p>(3) 天盤又は岩盤等の検査(則305条~307条)</p> <p>(4) 山はね(則308条・309条) 山はねによる危険の防止</p>
<p>電気</p>	<p>(1) 通則(石炭則194条~200条) 電気工作物に関する保安に關する保安規程に定める事項/可燃 性ガス含有率が一定値を超え、一定値を超え、一定値を超え、 可燃性ガス含有率が一定値を超え、一定値を超え、一定値を超え、 坑内の電気工作物の感電の防護/坑内に設けた一定の高圧電気装 置のあり方</p> <p>(2) 接地(石炭則201条~211条) 坑内における電線の鉛被及びびがい装並びに金属管の接地/ 坑内に設けた電気機器の鉄台及び外箱の接地/坑内における二</p>	<p>(1) 通則(則324条、325条、327条、329条~331条) 電気工作物に関する保安に關する保安規程に定める事項/可燃性 ガス含有率が一定値を超え、一定値を超え、一定値を超え、 可燃性ガス含有率が一定値を超え、一定値を超え、一定値を超え、 坑内の電気工作物の感電の防護/坑内の一定の高圧電気装 置のあり方</p> <p>(2) 接地(則339条~350条) 坑内における電線の鉛被及びびがい装並びに金属管の接地/坑 内に設けた電気機器の鉄台及び外箱の接地/坑内における二以上の</p>

<p>以上の電気機器の接地／坑内における主要接地板／鉄管等の接地／坑内における接地線／差し込み接続装置／坑内の電気工作物に対する主要接地工事の接地抵抗の検査</p>	<p>(3) 過電流に対する保護 (石炭則212条)</p> <p>(4) 電動機及び付属装置 (石炭則213条～218条) 作業用電気機器／坑内電気機器の開閉器／可燃性ガスの存在 するおそれが多い箇所での計器類の使用</p> <p>(5) 坑内配線等 (石炭則219条～230条) 主要電線路への電らんの使用／坑内の配線の種類／絶縁電線等と他の弱電線等との離隔距離／高圧・低圧電線路の区分 開閉器の設置／動力用電らん等の接続点等における接続線の 等／電らん埋設位置の表示／作業休止箇所に設置する動力線の 源の遮断／高圧配線等の避雷器の設置／配電盤</p> <p>(6) 架空線式電気鉄道 (石炭則231条～234条) 架空線式電気鉄道の設定制限／電車線及び架空き電線を架設 する場合等の回路の具備事項／敷設する架空単線式電気鉄道 軌条の具備事項／軌条の絶縁</p> <p>(7) 坑内照明等 (石炭則235条～237条) 甲種炭坑における携帯用照明器具の使用制限／携帯用安全電 灯の使用</p>	<p>電気機器の接地／坑内に設けた変圧器の接地工事／坑内における接地線／坑内における主要接地極／鉄管等の接地／坑内の電気工作物に対する主要接地工事の接地抵抗の検査</p>	<p>(3) 過電流に対する保護 (則351条)</p> <p>(4) 電動機及び付属装置 (則352条～357条) 作業用電気機器／坑内電気機器の開閉器／可燃性ガスの存在する おそれが多い箇所での計器類の使用</p> <p>(5) 坑内配線等 (則358条～378条) 主要配線が、装ケケーブルの使用／坑内の配線の種類／信号線等 の電圧／絶縁電線等と他の弱電線等との離隔距離／変圧器等 の設置箇所における母線等の種類及び施設／高圧・低圧配線の区分 開閉器の設置等／ケーブル埋設位置の表示／ケーブルの接続 に於ける作業休止箇所への送電／作業休止箇所に設置する動力線の電 源の遮断／高圧配線等の避雷器の設置／高圧配電盤／石炭坑におけ る高圧用電気機器等の保護装置</p> <p>(6) 架空線式電気鉄道 (則379条～383条) 架空線式電気鉄道の設定制限／電車線及び架空電気鉄道用給電線 を架設する場合等の回路の具備事項／敷設する架空単線式電気鉄道 の軌条の具備事項／電車線路等の絶縁部分の絶縁抵抗</p> <p>(7) 坑内照明等 (則384条～387条) 一定の坑内における携帯用照明器具の使用制限／携帯用安全 電灯の使用／坑内照明器具等</p>	<p>(1) 通則 (石炭則239条～249条) 検査・検査結果の保安日誌への記載／ブレーキ／安全率／信 号装置／逸走防止</p> <p>(2) 人の運搬 (石炭則250条～256条) 立坑人車巻揚装置／斜坑人車巻揚装置等／巻揚機運転者等／ 人と材料等の同時運搬禁止</p>	<p>(1) 通則 (則397条、398条、400条、401条、403条、408条) 検査・検査結果の保安日誌への記載／ブレーキ／安全率／信号装 置／逸走防止等／危険箇所等における措置</p> <p>(2) 人の運搬 (則409条～412条、415条) 人を昇降させる立坑巻揚装置／斜坑人車巻揚装置等／人を運搬す るベルトコンベア／人を運搬するリフト／人を運搬する巻揚機の運 転者等／人と材料等の同時運搬禁止</p>
運搬					

	<p>(3) 機関車等による運搬（石炭則257条～265条） 列車の後押禁止／列車の尾灯等</p>	<p>(3) 機関車等による運搬（則419条、423条、429条） 列車の後押禁止／列車の尾灯等／人以外のものを運搬するベルトコンベア</p>
<p>車両系 鉱山機 械及び 自動車</p>	<p>なし</p>	<p>(1) 通則（則432条） 石炭鉱山等における車両系鉱山機械及び自動車に関して保安規程に定める事項</p> <p>(2) 構造等（則434条） 構造基準</p> <p>(3) 鉱山道路及び坑道（則449条） 車両系鉱山機械又は自動車は常時走行する坑道</p>
<p>坑内の 通路及 び就業 箇所</p>	<p>(1) 通則 坑内の通路及び就業箇所に関する保安について保安規程に定める事項（石炭則267条）</p> <p>(2) 通路（石炭則268条～279条） 石炭坑の連絡通路／非常はしご道／坑道の間隔／車道通行の禁止／回避所の設置／横断路の設置／墜落防止／不用の立坑及び坑道／はしご道／通行遮断／通行表示</p> <p>(3) 就業箇所（石炭則280条～285条） 坑内に就業している鉱山労働者の氏名及び就業箇所の照合方式／通信施設／電話その他通信施設の設置／土石等の落下及び投下による危険の防止／粉じん防止／高気圧下の作業箇所における掘採作業の制限</p>	<p>(1) 通則 坑内の通路及び就業箇所に関する保安について保安規程に定める事項（則451条）</p> <p>(2) 通路（則453条～472条） 石炭坑の連絡通路／石油坑等の連絡通路／非常はしご道／坑道の間隔／石炭坑におけるベルトコンベアの設置／集油溝／横断路の設置／物の除去／車道通行の禁止／回避所の設置／墜落防止／はしご道／通行遮断／通行表示</p> <p>(3) 就業箇所（則473条～485条） 坑内に就業している鉱山労働者の氏名及び就業箇所の照合方式／通信施設／警報連絡装置等の設置／土石等の落下及び投下による危険の防止／粉じん防止／高気圧下の作業箇所における掘採作業の制限</p>
<p>火薬類、 発破等</p>	<p>(1) 火薬類の取扱（石炭則172条、182条～184条） 坑内火薬類取扱所／坑内運搬</p> <p>(2) 発破（石炭則185条～193条） 火薬類の携帯／発破用込物／発破／発破係員の遵守事項／発破母線／発破終了後の措置／火薬類の制限</p>	<p>(1) 火薬類の取扱（則499条、509条～511条） 坑内火薬類取扱所／坑内運搬</p> <p>(2) 発破（則513条、514条、516条、518条、519条、522条、523条、529条、531条、533条） 火薬類の携帯／発破用込物等／発破／電灯線等による発破／発破係員等の遵守事項／発破母線／発破終了後の措置／火薬類の制限</p>



<p>火災、発火、自然火及び火気の取扱い</p>	<p>(1) 通則 (石炭則287条) 保安規程に定める事項</p> <p>(2) 坑内火災の防止 (石炭則288条～309条) 防火設備等／防火構造及び耐火構造／消火設備／油脂類／坑口付近の防火設備／坑口付近の防火地帯／火気使用禁止区域／密閉</p> <p>(3) 自然発火の防止 (石炭則149条～156条) 保安規程に定める事項／坑内保安係員等の遵守事項／防止及び消火／密閉／図面</p>	<p>(1) 通則 (則544、545条) 保安規程に定める事項、発破等による火災の防止</p> <p>(2) 坑内火災の防止 (則546条～561条) 防火設備等／防火構造及び耐火構造／消火設備／油脂類／坑口付近の防火設備／坑口付近の防火地帯／火気使用禁止区域／密閉／燃料油の輸送／燃料油の給油／火気の使用制限／火気の使用箇所</p> <p>(3) 自然発火の防止 (則585条～591条の2) 坑内保安係員等の遵守事項／防止及び消火／密閉／図面</p>
<p>集中監視</p>	<p>なし</p>	<p>(1) 通則 (則594条、595条) 集中監視室への坑内保安係員の配置／坑内保安係員の遵守事項</p> <p>(2) 集中監視室等の設置 (則597条) 可燃性ガス測定器等の設置</p>
<p>放射線障害の防止</p>	<p>なし</p>	<p>○ 保安施設等 (則841条、842条) 坑内掘採をする核原料物質鉱山における一般通気施設／坑内掘採をする核原料物質鉱山における粉じん防止</p>

## 6. ILO第45号条約について

### (1) ILO第45号条約における規制

- すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)  
(昭和三十一年六月十一日 批准登録) (抄)

#### 第一条

この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

#### 第二条

女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

#### 第三条

次の者は、国内法令の定めるところにより、前条の禁止から除外することができる。

- (a) 管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
- (b) 保健及び福祉の業務に使用される女子
- (c) 実習の過程において坑内で訓練を受けている女子
- (d) その他筋肉労働の性格を有しない職業のため随時坑内に入る必要がある女子

(2) ILO第45号条約批准国及び廃棄国（※2004年7月現在）

【批准国】84カ国

国名	批准年
アゼルバイジャン共和国	1992
アフガニスタン	1937
アルゼンチン共和国	1950
アンゴラ共和国	1976
イタリア共和国	1952
インド	1938
インドネシア共和国	1950
ウガンダ共和国	1963
ウクライナ	1961
エクアドル共和国	1954
エジプト・アラブ共和国	1947
エストニア共和国	1937
オーストリア共和国	1937
ガイアナ協同共和国	1966
ガーナ共和国	1957
ガボン共和国	1961
カメルーン共和国	1962
ギニア共和国	1966
ギニアビサウ共和国	1977
キプロス共和国	1960
キューバ共和国	1936
ギリシャ共和国	1936
キルギス共和国	1992
クロアチア共和国	1991
グアテマラ共和国	1960
ケニア共和国	1964
コスタリカ共和国	1960
コートジボアール共和国	1961
サウジアラビア王国	1978
シエラレオネ共和国	1961
ジブチ共和国	1978
シリア・アラブ共和国	1960
シンガポール共和国	1965
ジンバブエ共和国	1980
スイス連邦	1940
スペイン	1958
スリランカ民主社会主義共和国	1950
スロバキア共和国	1993
スロベニア共和国	1992
スワジランド王国	1981
セルビア・モンテネグロ	2000
ソマリア民主共和国	1960

ソロモン諸島	1985
タジキスタン共和国	1993
タンザニア連合共和国	1962
チェコ共和国	1993
中華人民共和国	1936
チュニジア共和国	1957
ドイツ連邦共和国	1954
ドミニカ共和国	1957
トルコ共和国	1938
ナイジェリア連邦共和国	1960
ニカラグア共和国	1976
日本	1956
ハイチ共和国	1960
パキスタン・イスラム共和国	1938
パナマ共和国	1959
バハマ国	1976
パプワニューギニア独立国	1976
ハンガリー共和国	1938
バングラデシュ人民共和国	1972
フィジー諸島共和国	1974
ブラジル連邦共和国	1938
フランス共和国	1938
ブルガリア共和国	1949
ベトナム社会主義共和国	1994
ベネズエラ・ボリバル共和国	1944
ベラルーシ共和国	1961
ベルギー王国	1937
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1993
ポーランド共和国	1957
ボリビア共和国	1973
ポルトガル共和国	1937
ホンジュラス共和国	1960
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	1991
マラウイ共和国	1965
マルタ共和国	1988
マレーシア	1957
南アフリカ共和国	1936
メキシコ合衆国	1938
モロッコ王国	1956
レバノン共和国	1962
レソト王国	1966
ロシア連邦	1961

【廃棄国】 13カ国

国名	批准年	廃棄年
アイルランド	1936	1988
ウルグアイ東方共和国	1936	1978
英国	1936	1988
オーストラリア連邦	1953	1988
オランダ王国	1937	1998
カナダ	1966	1978
ザンビア共和国	1954	1998
スウェーデン王国	1936	1967
チリ共和国	1946	1997
ニュージーランド	1938	1987
フィンランド共和国	1938	1997
ペルー共和国	1945	1997
ルクセンブルグ大公国	1958	1988

※ILO第45号条約

採択年：1935年

発効年：1937年